

事務連絡  
令和2年6月24日

公益社団法人  
神奈川県産業資源循環協会会長 殿

神奈川県労働局労働基準部安全課長

神奈川県労働局管内における転倒災害発生状況（令和元年）について

平素より、神奈川県労働局の行政推進に当たり、格別の御理解と御協力を賜っておりますことに感謝申し上げます。

神奈川県労働局においては、平成30年から労働災害の増加という状況を踏まえ、特に転倒災害については、最も多く全体の約24%を占めて発生している状況であり転倒災害防止に対し「S.T.O.P！転倒災害プロジェクト神奈川」の実施要項を作成して取組を続けているところであります。

昨年の転倒災害について別添のとおり令和元年における発生状況を取りまとめましたので、各会員のみなさまに周知広報をしていただき注意喚起をしていただくようお願いいたします。

また、リーフレットについては、神奈川県労働局HPにも掲載しておりますので活用してください。

担当：神奈川県労働局安全課  
安全専門官 高橋  
電話：045-211-7352



# 「STOP！転倒災害プロジェクト神奈川」実施要綱

令和2年2月7日制定

## 1 趣旨

転倒災害は休業4日以上<sup>1</sup>の死傷災害の中で最も件数が多く、厚生労働省と労働災害防止団体は、転倒災害の防止に関する意識啓発を図り、職場における転倒リスクの総点検と、必要な対策の実施により、職場の安全意識を高め、安心して働ける職場環境を実現することを目的とする「STOP！転倒災害プロジェクト」の取組を続けてきたところである。

神奈川労働局においては、厚生労働省の定める「STOP！転倒災害プロジェクト」実施要綱を基本としつつ、さらに効果的な推進を図るための取組事項を加えた「STOP！転倒災害プロジェクト神奈川」としての実施要綱を定め、実施するものとする。

「STOP！転倒災害プロジェクト神奈川」が実効あるものとなるよう、6月及び2月を重点取組期間とし、基本的な転倒災害防止対策の確認、徹底を行うこととする。

重点取組期間のほか、各労働基準監督署においては管内の積雪や凍結による転倒リスクが上昇する状況に応じて、冬季取組期間を随時設定できるものとする。

## 2 主唱者

神奈川労働局及び神奈川県内の各労働基準監督署

## 3 実施者

各事業場

## 4 主唱者の実施事項

転倒災害はすべての業種に共通する課題であるが、その防止に当たっては設備的な改善とともに、労働者自身が安全意識を高め、労働災害防止活動に積極的に参加することが不可欠である。このため、事業者に対し、「転倒災害は労働災害であること」の理解を促すとともに、労使が一体となって、職場の安全意識が醸成・浸透されるよう意識啓発を図り、以下の対策を展開する。

### (1) 視聴覚教材を含む転倒災害防止に係る周知啓発資料等の作成、配布

特に、厚生労働省作成の動画「飲食店、小売業向け転倒・腰痛防止用視聴覚教材」及び「社会福祉施設向け転倒・腰痛防止用視聴覚教材」並びに神奈川労働局作成の動画「ころば<sup>ない</sup>っす<sup>す</sup>かながわ体操」の視聴勧奨による、労働者への繰り返し<sup>2</sup>の注意喚起の要請

### (2) ポータルサイトによる転倒災害防止対策に有効な情報等の周知

- (3) 「STOP！転倒災害プロジェクト神奈川」を効果的に推進するための、サービス業などの第三次産業を会員とする各種団体等への協力要請
- (4) 「STOP！転倒災害プロジェクト神奈川」パンフレットにあるチェックリストを活用した事業場（特にサービス業などの第三次産業）への指導
- (5) 地方公共団体及び転倒災害防止対策に有効な情報を有する団体等との連携
- (6) 管内の各労働災害防止団体に対して次の事項を実施するよう要請
  - ① 会員事業場等への周知啓発
  - ② 事業場の転倒災害防止対策への指導援助
  - ③ 転倒災害防止対策に資するセミナー等の開催、教育支援
  - ④ 転倒災害防止対策に資するテキスト、周知啓発資料等の提供
  - ⑤ 転倒災害の防止に有益な保護具等の普及促進

## 5 実施者の実施事項

- (1) 重点取組期間に実施する事項
  - ① 安全管理者や安全衛生推進者が参画する場（安全委員会等）における転倒災害防止に係る現状と対策の調査審議
  - ② 「STOP！転倒災害プロジェクト神奈川」パンフレットにあるチェックリストを活用した安全委員会等による職場巡視、職場環境の改善や労働者の意識啓発等により、転倒災害防止対策の実施（定着）状況の確認
- (2) 一般的な転倒災害防止対策
  - ① 作業通路における段差や凸凹、突起物、継ぎ目等の解消
  - ② 4S（整理、整頓、清潔、清掃）の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等のほか台車等の障害物の除去
  - ③ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
  - ④ 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の推進
  - ⑤ 転倒災害防止のための安全な歩き方、作業方法の推進
  - ⑥ 作業内容に適した防滑靴やプロテクター等の着用の推進
  - ⑦ 視聴覚教材等（厚生労働省作成の動画「飲食店、小売業向け転倒・腰痛防止用視聴覚教材」及び「社会福祉施設向け転倒・腰痛防止用視聴覚教材」等）を活用し、転倒災害及び防止対策の繰り返しの注意喚起
  - ⑧ 事業場内の高年齢労働者（特に女性）が就業する場所を確認し、上①～⑦の事項及び次に示す高年齢労働者安全衛生対策ガイドライン（仮称）実施事項の重点的な実施

【高年齢労働者安全衛生対策ガイドライン（仮称）が適用される予定の、高年齢労働者を使用する事業者が実施すべき転倒災害防止対策】

- ① 全般的事項（転倒以外の安全衛生対策も含めたもの）
  - ア 経営トップによる方針表明及び体制整備
  - イ 危険源の特定等のリスクアセスメントの実施
- ② 職場環境の改善
  - ア 身体機能の低下を補う設備・装置の導入
    - (ア) 視力や暗順応への配慮として通路を含めた作業場所の照度の確保、照度が極端に変化する場所や作業の解消
    - (イ) 通路の段差の解消（スロープ化）
    - (ウ) やむをえない段差など危険箇所への安全標識等の掲示
    - (エ) 床や通路の滑り防止（防滑素材（床材、階段用シート）の採用、滑りにくい靴の支給、滑りの原因となる水分・油分のこまめな清掃）
    - (オ) 階段への手すりの設置
  - イ 高年齢労働者に配慮した作業管理  
身体（腰部や下肢）に過度の負担がかかる作業に対する作業方法の改善、定期的な休憩の導入や作業休止時間の運用
- ③ 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握
  - ア 雇入時及び定期的健康診断の確実な実施や地域の健康診断の活用を通じて、健康状況を把握（労働者自らも把握・理解）
  - イ 安全で健康に働くための体力チェック（次の（ア）～（ウ）参照）による高年齢労働者の状況の把握（労働者自らも把握・理解）
    - (ア) 労働者の気付きを促すため、介護予防の取組で行われる加齢による心身の衰え（フレイル）のチェック項目などの導入
    - (イ) 厚生労働省作成の「転倒等リスク評価セルフチェック票」などの活用
    - (ウ) 事業場の働き方や作業ルールにあわせた体力チェックの実施
- ④ 安全衛生教育
  - ア 高年齢労働者に対し、自らの身体機能の低下が労働災害リスクにつながることへの自覚を促し、体力維持や生活習慣の改善の必要性を理解させる。
  - イ 働き方や作業ルールに合わせた体力チェックを実施することを通じて、自らの身体機能を客観的に把握させる。
  - ウ 高年齢労働者に多く見られる転倒災害は、何もなさそうな場所で発生しており、安全標識や危険箇所の掲示に留意するとともに、わずかな段差等の周りの環境にも常に注意を払う必要があることに気付かせる。

⑨ 定期的な職場点検、巡視の実施

⑩ （必要に応じて）設備管理者への危険箇所の改善の要請

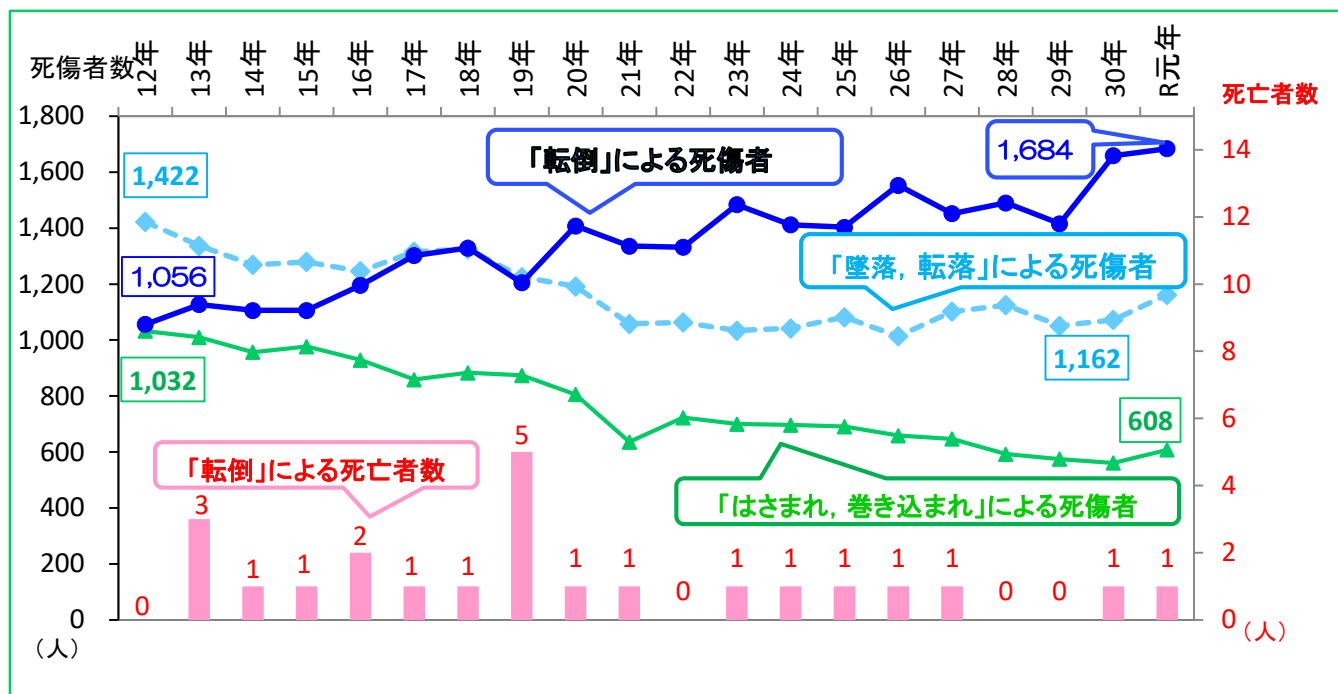
- ⑪ 転倒予防体操（神奈川県労働局作成の「ころばNICEかながわ体操」、厚生労働省「職場のあんぜんサイト」掲載の転倒予防体操等）の励行
- (3) 冬季に、積雪や凍結による転倒リスクが上昇した場合の転倒災害防止対策
  - ① 積雪・凍結時季に入った際における実施事項
    - ア 地域の気象状況を踏まえ、労働者に対する事前の注意喚起
    - イ 積雪、凍結時に転倒のおそれのある箇所の事前確認
  - ② 気象情報の活用によるリスク低減の実施
    - ア 大雪、低温に関する気象情報を迅速に把握する体制の構築
    - イ 警報・注意報発令時等の対応マニュアルの作成、関係者への周知
    - ウ 気象状況に応じた出張、作業計画の見直し
  - ③ 通路、作業場所の凍結等による危険防止の徹底
    - ア 屋外通路や駐車場における除雪、融雪剤の散布による安全通路の確保
    - イ 事務所への入室時における靴裏の雪、水分の除去、凍結のおそれのある屋内の通路、作業場への温風機の設置等による凍結防止対策の実施
    - ウ 屋外通路や駐車場における転倒災害のリスクに応じた「危険マップ」の作成、関係者への周知
    - エ 凍結した路面、除雪機械通過後の路面等における荷物の運搬方法、作業方法の見直し
    - オ 凍結した路面や凍結のおそれがある場所（屋外通路や駐車場等）における転倒防止のための滑りにくい靴の着用の勧奨

# STOP！転倒災害プロジェクト神奈川

6月・2月は転倒災害防止の  
重点取組期間です！

神奈川労働局・県下各労働基準監督署

「転倒」（※事故の型）による死傷災害件数の推移  
（「墜落、転落」、「はさまれ、巻き込まれ」との比較）



令和元年に神奈川県内で発生した労働災害（休業4日以上死傷災害）による死傷者数は7,095人で、事故の型別に分類すると、「転倒」が最も多く、死傷者数1,684人、全体の約24.0%となりました。

神奈川県下においては、平成11年（全国では平成14年）までは、「事故の型別」として発生の多い順に「墜落、転落」「はさまれ、巻き込まれ」「転倒」でした。

平成12年から19年（全国：平成15年～16年）までは、「墜落、転落」「転倒」「はさまれ、巻き込まれ」の順となり、平成20年（全国：17年）からは「転倒」「墜落、転落」「はさまれ、巻き込まれ」の順となり、「転倒」による災害が事故の型別分類で1番多い災害となりました。

この背景としましては、「墜落、転落」災害は、「手すり先行工法に関するガイドライン（平成15年）」の普及、足場に係る法規制の強化（平成21年、27年）、「はさまれ、巻き込まれ」災害については、機械の包括的な安全基準に関する指針（平成18年）による機械の本質安全化、リスクアセスメントの実施等、事業者、関係者の取組みにより災害が減少した反面、労働者年齢の高年齢化等から転倒災害の発生件数の増加、割合が大きくなってきています。

※事故の型別分類 とは、

「事故の型および起因物分類」（昭和48年から労働省（当時）で採用された災害分類）

この分類は労働災害防止対策との結びつきを強め、かつ、できるだけ簡明に把握するため死傷災害を事故の型分類および災害の主因に焦点をおいて起因物分類の2種類とし、これらの分類および業種別等を組み合わせることにより、災害の分布状態を多角的に解明しようとするもの。（出典：労働災害の分類（中央労働災害防止協会））

「事故の型」とは、傷病を受けるもととなった「起因物」が関係した現象をいう（21分類）

「起因物」とは、災害をもたらす「もと」となった機械、装置もしくはその他の物または環境等をいう（大分類：8項目）

参 考

「事故の型」21分類：1 墜落、転落 2 転倒 3 激突 4 飛来、落下 5 崩壊、倒壊 6 激突され 7 はさまれ、巻き込まれ 8 切れ、こすれ 9 踏み抜き 10 おぼれ 11 高温・低温のものとの接触 12 有害物等との接触 13 感電 14 爆発 15 破裂 16 火災 17 交通事故（道路） 18 交通事故（その他） 19 動作の反動、無理な動作 90 その他 99 分類不能

「起因物」大分類：8項目 中分類：25項目 小分類：101項目

大分類：1 動力機械 2 物上げ装置、運搬機械 3 その他の装置 4 仮設物、建築物、構築物 5 物質、材料 6 荷 7 環境等 8 その他



# 神奈川県労働局における取り組み

平成27年に厚生労働省と災害防止団体は、「STOP! 転倒災害プロジェクト2015」として「転倒」による災害を防止すべく全国的な取り組みをはじめました。翌年の平成28年以降も継続して「転倒」による災害の防止に取り組んでいます。

神奈川県労働局においては、『STOP! 転倒災害プロジェクト神奈川』として平成27年から同様に取り組みをはじめると同時に、

## 「ころばNICEかながわ体操」

と称して、神奈川県労働局独自に、公益財団法人かながわ健康財団の意見をきいて、転倒予防のための体操を考案しました。

神奈川県労働局・県下各労働基準監督署・労働災害防止団体では、全国安全週間の準備期間である6月と、積雪や凍結による転倒のリスクが高い2月を重点取組期間として、この体操の提案、周知を行っています。

転倒災害は、どのような職場でも発生する可能性があります。関係するすべての人が問題意識を持ってその危険原を見つけ、どのように改善するか「安全委員会」などで、それぞれの立場でアイデアを出し合い、検討する必要があります。

また、「転倒」という身近なテーマから職場の安全意識を高め、安心して働ける職場環境の整備、作業方法の改善等により、転倒によるリスクの低減を行いましょう。

動画をホームページで公開しています。

動画へ⇒



※ 再生できない場合があります。

[https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/anzen\\_eisei/hourei\\_seido/\\_120208/koribanice.html](https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/hourei_seido/_120208/koribanice.html)

## 職場の安全サイトのご紹介

転倒災害防止をはじめとする労働安全衛生に関する各種の情報を提供しています。

### お知らせ

#### 更新履歴

- 6月18日 「STOP! 転倒災害プロジェクト」実施要綱を更新しました。
- 3月20日 資料・教材に「転倒・腰痛防止用視聴覚教材」を掲載しました。

転倒や腰痛は、第三次産業でも日常的に起こり得る災害です。働く皆様も日常的に転倒や腰痛災害の防止を心がけられるよう、災害事例、防止対策をまとめております。職場での安全衛生教育などにお役立てください。



～飲食店、小売業向け転倒・腰痛防止用視聴覚教材～  
(8分56秒)

[飲食店、小売業はこちら](#)



～社会福祉施設向け転倒・腰痛防止用視聴覚教材～  
(8分55秒)

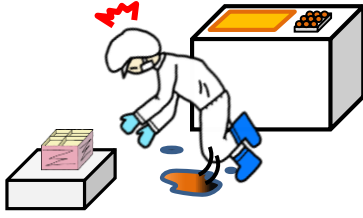
[社会福祉施設はこちら](#)

職場の安全サイト <http://anzeninfo.mhlw.go.jp/> 「mhlw.go.jp」は厚生労働省のサイトです。

## 転倒災害の種類と主な原因

転倒災害は、大きく3種類に分けられます。あなたの職場にも、似たような危険はありませんか？

### 滑り



[主な原因]

- 床が滑りやすい素材である。
- 床に水や油が飛散している。
- ビニールや紙など、滑りやすい異物が床に落ちている。  
(作業環境管理)

### つまずき



[主な原因]

- 床に凹凸や段差がある。
- 床に荷物や商品、台車など放置されている。
- 暗くて足が見えない(照度不足)  
(作業環境管理)

### 踏み外し



[主な原因]

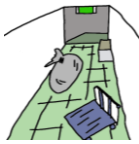
- 大きな荷物を抱えるなど、足元が見えない状態で作業をさせている。
- 暗くて足が見えない(照度不足)
- 主たる作業現場でないために、掃除が十分に行われていない。  
(作業管理)

## 転倒災害防止対策のポイント

転倒災害を防止することで、安心して作業が行えるようになり、作業効率の向上が望めます。

### 4S 環境(設備)管理面の対策 [4S(整理・整頓・清掃・清潔)]

- 歩行場所に物を放置しない
- 床面の汚れ(水、油、粉等)を取り除く
- 床面の凹凸、段差等の解消
- 手すり、滑止めの設置



### 転倒しにくい作業方法 (作業方法等の改善)

- 時間に余裕を持って行動(作業時間の適正化)
- 滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行(教育)
- 足元が見えにくい状態で作業させない



### その他の対策

- 作業に適した靴の着用
- 職場の危険マップの作成による危険情報の共有(危険の見える化)
- 転倒危険場所にステッカー等で注意喚起  
(転倒危険個所の見える化)



### [コラム] 正しい靴の選び方

靴は、自分の足に合ったサイズのものを使いましょう。小さすぎる靴では足指が動かしにくく、バランスを崩したときに足の踏ん張りがきかなくなります。逆に大きすぎる靴では、歩行のたびに足が前後斜めに動いて、靴のつま先やかかかどが、足の動きに追従できなくなります。

以下のポイントにも注意して、作業に合った靴を選びましょう。

#### 靴の屈曲性

靴の屈曲性が悪いと、足に負担がかかるだけでなく、擦り足になりやすく、つまずきの原因となります。



#### 靴の重量

靴が重くなると、足が上がりにくくなるため、擦り足になりやすく、つまずきの原因となります。靴が重く感じられる重量には個人差がありますが、短靴では900g/足以下のものをお勧めします。

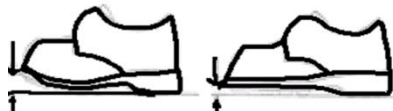
#### 靴の重量バランス

靴の重量がつま先部に偏っていると、歩行時につま先部が上がりにくく(トウダウン)、無意識のうちに擦り足になりやすく、つまずきを生じやすくなります。



#### つま先部の高さ

つま先部の高さ(トゥスプリング)が低いと、ちょっとした段差につまずきやすくなります。高齢労働者ほど擦り足で歩行する傾向があるため、よりつまずきやすくなります。



#### 靴底と床の耐滑性のバランス

滑りやすい床には滑りにくい靴底が有効ですが、滑りにくい床に滑りにくい靴底では、摩擦が強くなりすぎて歩行時につまずく場合があります。靴底の耐滑性は、職場の床の滑りやすさの程度に応じたものとする必要がありますので、靴はできるだけ履いてみてから選定することをお勧めします。



# あなたの職場は大丈夫？転倒の危険をチェックしてみましょう

## 転倒災害防止のためのチェックシート

チェック項目		<input checked="" type="checkbox"/>
1	通路、階段、出口に物を放置していませんか	<input type="checkbox"/>
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	<input type="checkbox"/>
3	安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか	<input type="checkbox"/>
4	転倒を予防するための教育を行っていますか	<input type="checkbox"/>
5	作業靴は、作業現場に合った対滑性があり、かつちょうど良いサイズのものを選んでいませんか	<input type="checkbox"/>
6	ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	<input type="checkbox"/>
7	段差のある箇所や滑りやすい場所などを、標識などで注意喚起していますか	<input type="checkbox"/>
8	ながらスマホやポケットに手を入れたまま歩くこと、手すりを持たない階段の昇降などを禁止していますか	<input type="checkbox"/>
9	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか	<input type="checkbox"/>

チェックの結果はいかがでしたか？ 問題のあったポイントが改善されれば、きっと作業効率も上がって働きやすい職場になります。

どのように改善するか「安全委員会」などで、全員でアイデアを出し合いましょう！

(R2.5月)

# 神奈川県労働局管内における 転倒災害発生状況(令和元年)



## STOP! 転倒災害

プロジェクト 神奈川



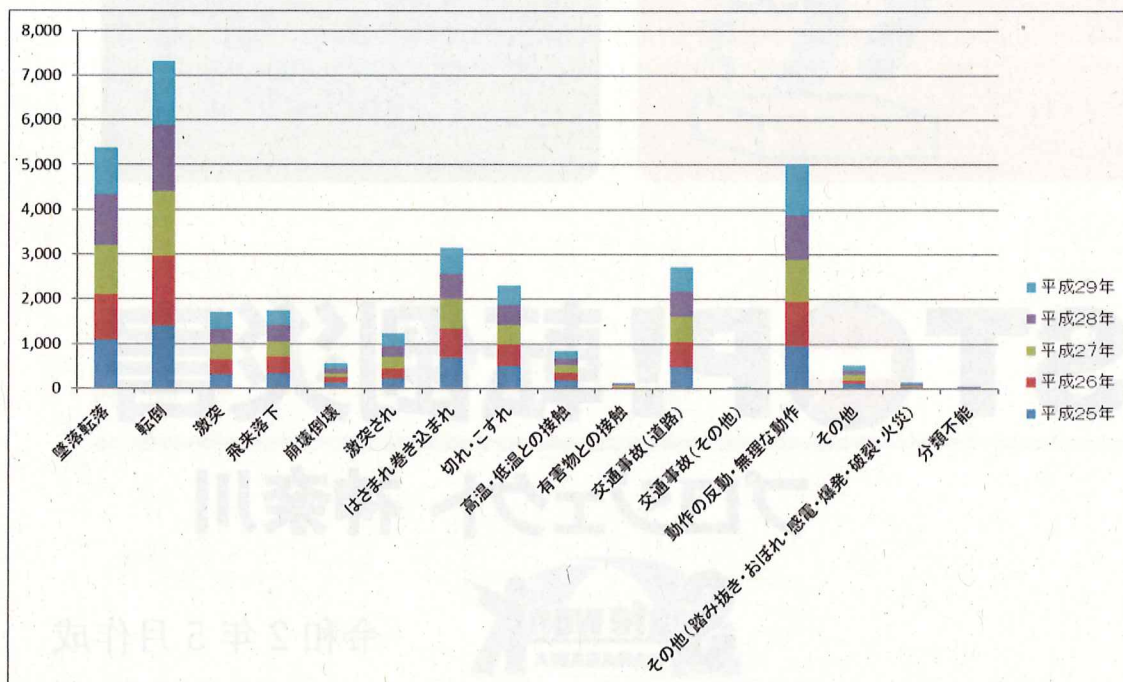
令和2年5月作成

# 1 転倒災害の推移について

第12次労働災害防止推進期間中における労働災害の発生状況は下図に示すとおりで各年6,500件程発生し、平成26年から増減を繰り返し、全体としては増加傾向を示している。



第12次労働災害防止推進期間中における労働災害の事故の型別は下図に示すとおりで、転倒災害が多く、続いて墜落・転落災害、動作の反動・無理な動作災害の順で発生している。

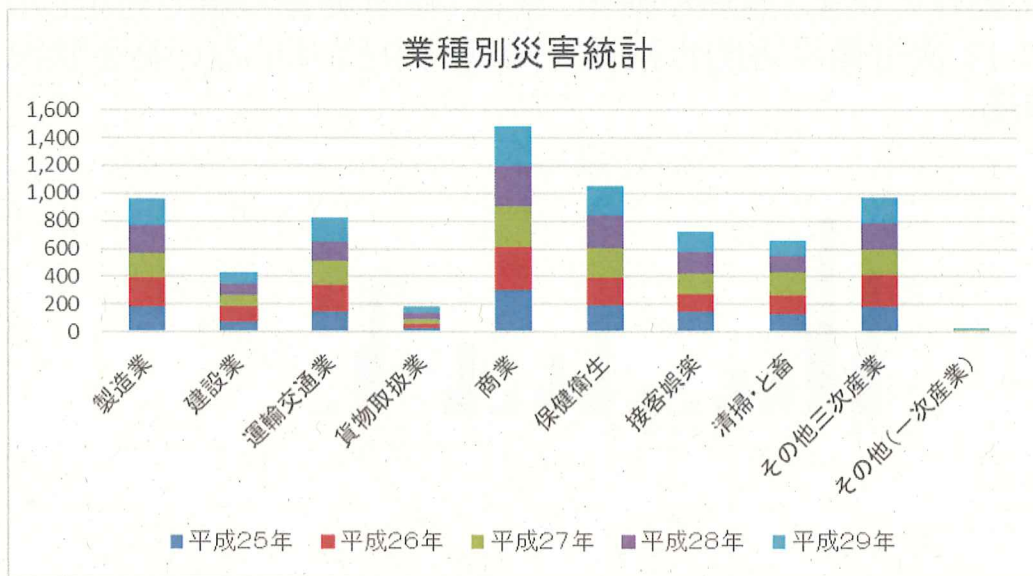




労働災害防止推進期間中の神奈川労働局管内における転倒災害発生件数は下図に示すとおりで、平成26年の1,552件をピークに減少はしたものの横ばいの傾向である。



業種別では、運輸交通業、製造業、商業において数多く発生しており、過去5年間でその傾向には変化がなかった。



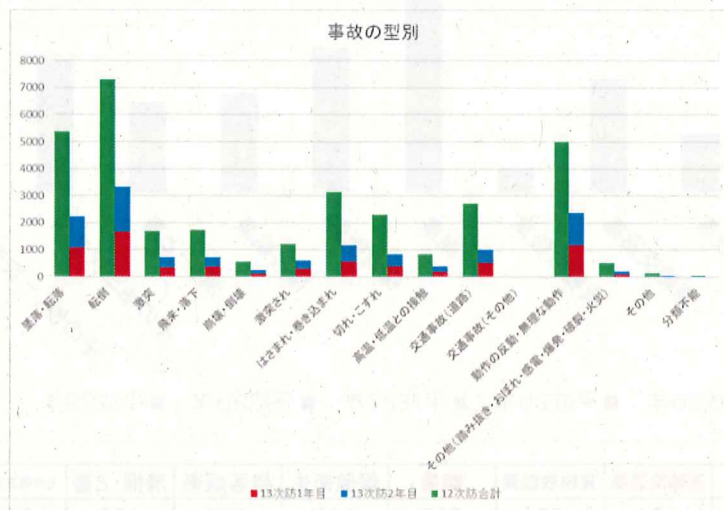
	製造業	建設業	運輸交通業	貨物取扱業	商業	保健衛生	接客娯楽	清掃・と畜	その他三次産業	その他(一次産業)	合計
平成25年	188	78	151	30	299	192	148	126	184	7	1403
平成26年	205	106	190	27	315	205	129	143	229	3	1552
平成27年	176	83	169	37	290	208	141	158	182	8	1452
平成28年	199	79	144	48	292	239	160	127	191	6	1485
平成29年	191	82	173	42	282	205	146	102	188	4	1415
合計	959	428	827	184	1478	1049	724	656	974	28	7307

## 2 第13次労働災害防止推進計画期間について

第13次労働災害防止推進計画期間として2年目であるが第12次防最終年度の災害件数と第13次防の初年度の件数を比較すると増加している。また、第13次防の2年目の災害件数は、1年目と比較すると175件の増加である。



事故の型別では、下図に示すとおりで、転倒災害が多く、続いて動作の反動・無理な動作、墜落・転落災害の順で発生しており12次労働災害防止推進計画期間中とかわらない発生状況である。



事故の型	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ
12次防期間	5377	7309	1699	1746	559	1233	3145	2310
平成30年	1072	1659	351	377	122	301	561	401
令和元年	1162	1684	379	361	131	309	608	449
事故の型	高温・低温との接触	交通事故(道路)	交通事故(その他)	動作の反動・無理な動作	その他(踏み抜き、おぼれ、感電等)	その他	分類不能	
12次防期間	843	2714	26	5001	517	141	43	
平成30年	202	520	7	1184	55	97	11	
令和元年	192	480	2	1177	39	114	8	



### 3 第13次労働災害防止推進計画期間中での 転倒災害の発生状況

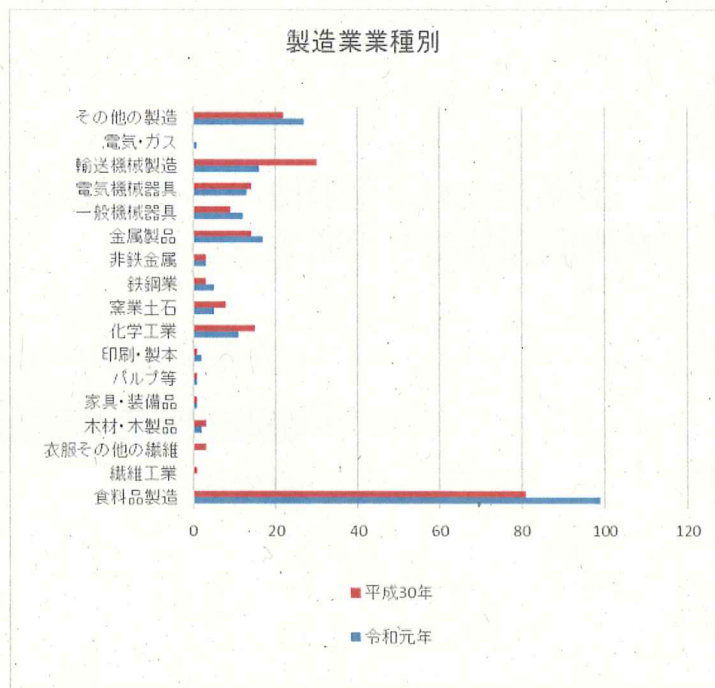
#### (1) 業種別による災害発生状況

令和元年は、商業、保健衛生業、製造業において数多く発生した。なお、平成30年に比べ商業は減少をしたが、保健衛生業、製造業は増加傾向であった。

	製造業	建設業	運輸交通業	貨物取扱業	商業	保健衛生	接客娯楽	清掃・と畜	その他三次産業	その他(一次産業)
平成30年	209	87	195	39	340	226	162	153	236	12
令和元年	215	89	193	60	315	272	172	132	229	7

#### ① 製造業の業種別災害発生状況

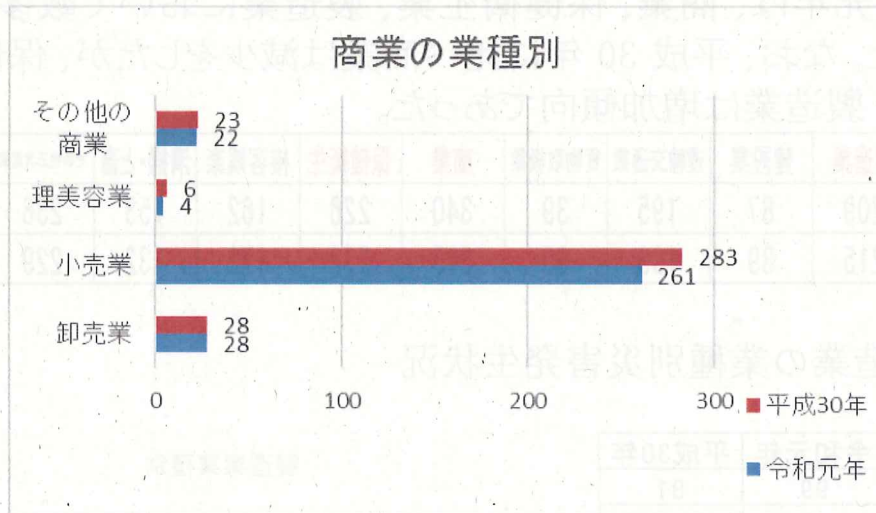
	令和元年	平成30年
食料品製造	99	81
繊維工業	0	1
衣服その他の繊維	0	3
木材・木製品	2	3
家具・装備品	1	1
パルプ等	1	1
印刷・製本	2	1
化学工業	11	15
窯業土石	5	8
鉄鋼業	5	3
非鉄金属	3	3
金属製品	17	14
一般機械器具	12	9
電気機械器具	13	14
輸送機械製造	16	30
電気・ガス	1	0
その他の製造	27	22
合計	215	209



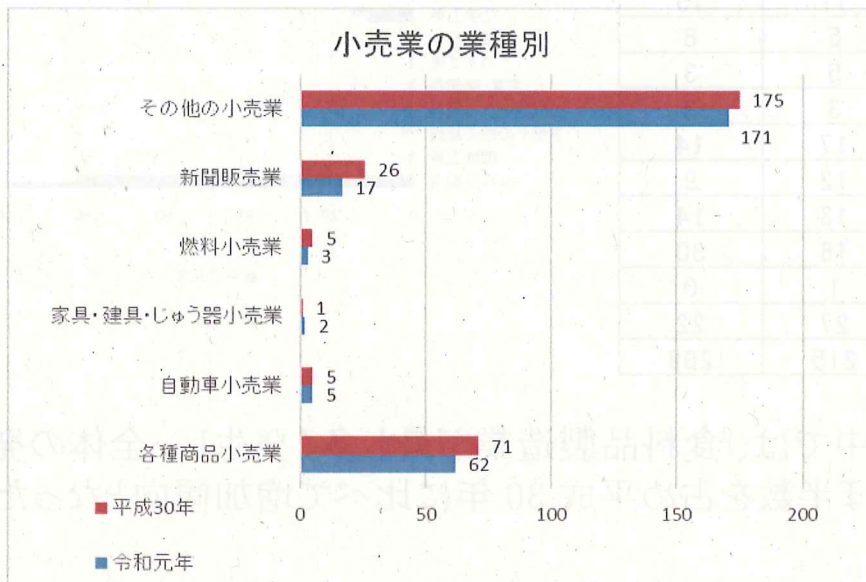
製造業の中では、食料品製造業が最も多く発生し、全体の発生件数のほぼ半数を占め平成30年に比べて増加傾向となった。

## ②商業

商業では、小売業が最も多く発生しており小売業の業種別を見ると下図のとおりである。

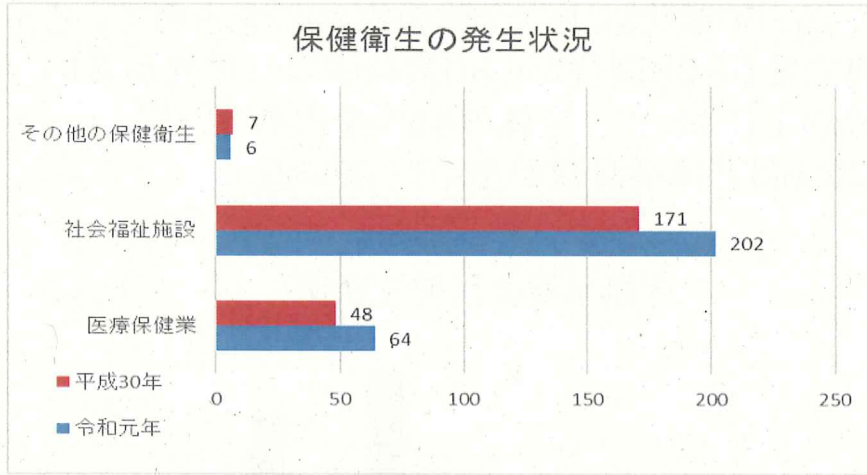


小売業では、その他の小売業が多く家電量販店、コンビニ、衣服販売店などで発生している。

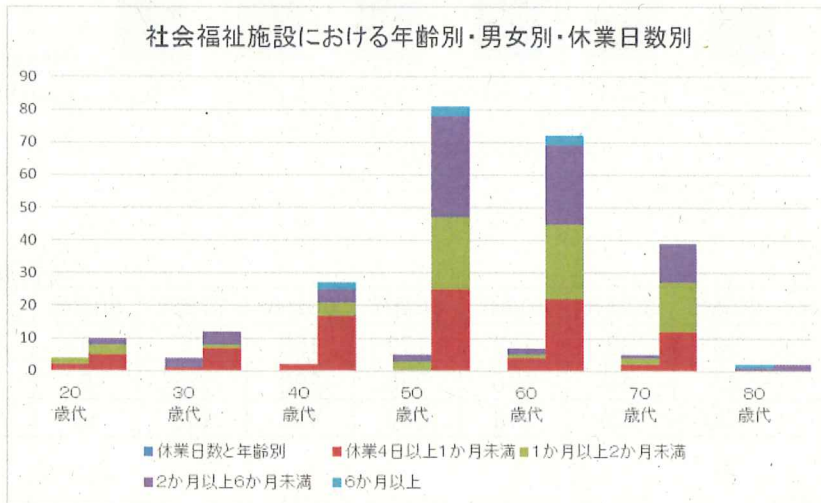


### ③保健衛生業

保健衛生業では、社会福祉施設において多く発生し、増加傾向となっている。



社会福祉施設における年齢別・男女別・休業日数別で見ると下図のとおりで50歳以上の女性に数多く発生している。  
(左側が男性、右側が女性)



(令和元年)

年代別	20歳代		30歳代		40歳代		50歳代	
休業日数と男女別	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
休業4日以上1か月未満	2	5	1	7	2	17		25
1か月以上2か月未満	2	3		1		4	3	22
2か月以上6か月未満		2	3	4		4	2	31
6か月以上						2		3
合計	4	10	4	12	2	27	5	81
年代別	60歳代		70歳代		80歳代		合計	
休業日数と男女別	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
休業4日以上1か月未満	4	22	2	12			11	88
1か月以上2か月未満	1	23	2	15			8	68
2か月以上6か月未満	2	24	1	12	1	2	9	79
6か月以上		3			1		1	8
合計	7	72	5	39	2	2	29	243

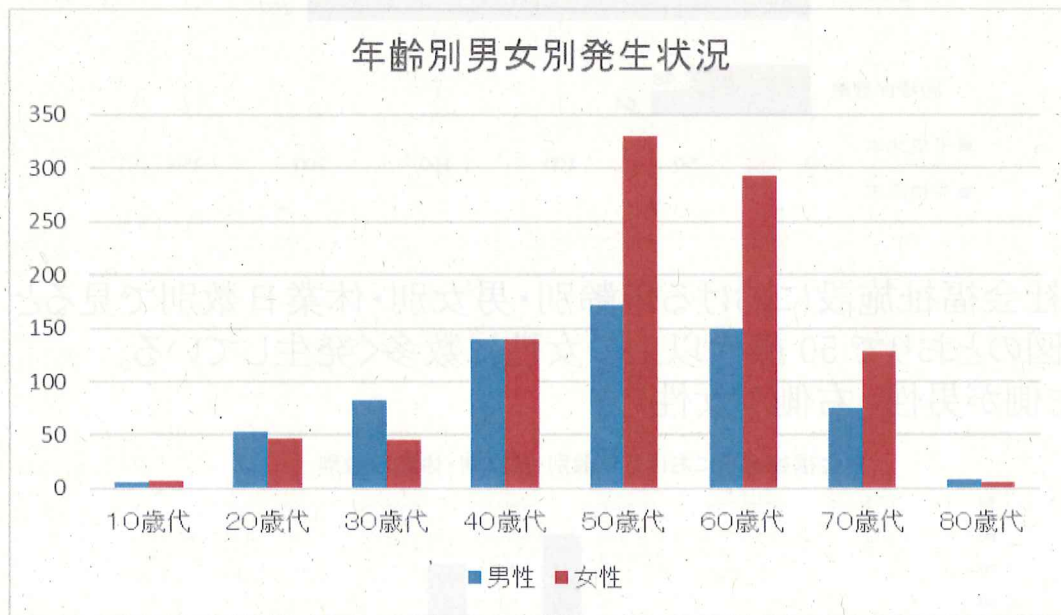


## (2) 年齢別災害発生状況

### ① 年齢別男女別による災害発生状況

年齢別で見ると50歳代が最も多く、続いて60歳代、40歳代と続いている。50歳代以上で全体の約70%を占めている。

男女別で見ると20歳代から30歳代までは男性が多い。女性の50歳代以上において、全体の45%を占めている。高年齢になるほど休業日数が多くなっている。



(令和元年)

	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	合計
男性	6	53	83	139	172	150	75	9	687
女性	7	47	46	140	330	293	128	6	997
合計	13	100	129	279	502	443	203	15	1684

### ② 年齢別休業日数別による災害発生状況

(令和元年)

	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	合計
4日以上1か月未満	9	57	75	136	197	172	57	4	707
1か月以上2か月未満	3	28	29	74	152	125	69	2	482
2か月以上6か月未満	1	13	24	63	146	134	68	8	457
6か月以上		2	1	6	6	12	9	1	37
死亡					1				1
合計	13	100	129	279	502	443	203	15	1684

### ③年齢別傷病性質別災害発生状況

傷病性質別では、骨折が多く続いて打撲傷となっている。骨折は高齢化になるほど多く発生しており50歳代以降は災害件数の約70%を占めている。

(令和元年)

	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	合計
関節の障害(捻挫、亜脱臼及び転位を含む)	6	30	29	65	56	35	16	2	239
骨折	3	45	72	148	334	310	143	9	1064
創傷(切創、裂創、刺創及び挫滅傷を含む)	0	9	5	8	13	10	4	0	49
打撲傷(皮膚の剥離、擦過傷、挫傷及び血腫を含む)	4	15	20	56	92	83	38	4	312
その他	0	1	3	2	7	5	2	0	20
合計	13	100	129	279	502	443	203	15	1684

### (3) 休業日数別による傷病性質

休業日数別による傷病性質では、骨折が最も多く1か月から6か月未満にかけて多くなっている。次いで打撲傷が多く発生している。

(令和元年)

	休業4日以上 1か月未満	1か月以上 2か月未満	2か月以上 6か月未満	6か月以上	死亡	合計
関節の障害 (捻挫、亜脱臼及び転位を含む)	154	48	31	6	0	239
骨折	270	376	391	27	0	1064
創傷 (切創、裂創、刺創及び挫滅傷を含む)	38	8	2	1	0	49
打撲傷(皮膚の剥離、擦過傷、挫傷 及び血腫を含む)	232	46	30	3	1	312
その他	13	4	3	0	0	20
合計	707	482	457	37	1	1684

### (4) 経験年数別による災害発生状況

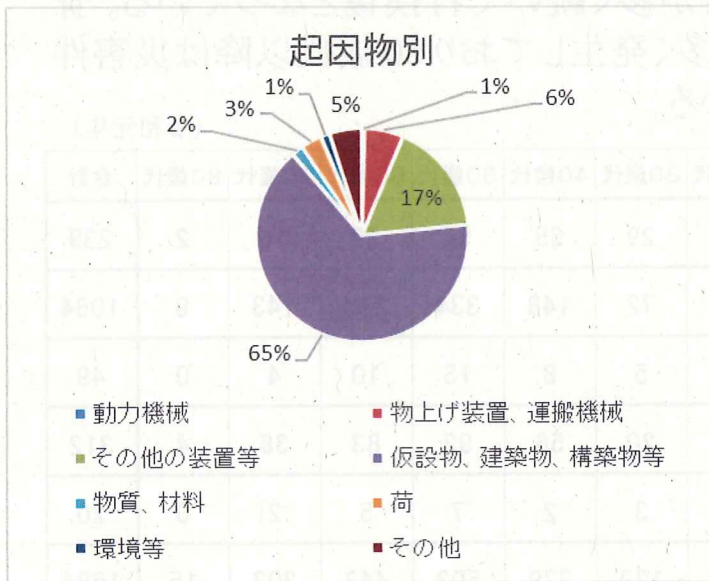
(令和元年)

経験年数	合計
1か月未満	41
1か月以上1年未満	265
1年以上5年未満	513
5年以上10年未満	308
10年以上15年未満	214
15年以上20年未満	134
20年以上30年未満	115
30年以上40年未満	65
40年以上	29
合計	1684

経験年数では、1年以上5年未満の労働者が多く発生している。続いて5年以上10年未満が多い。



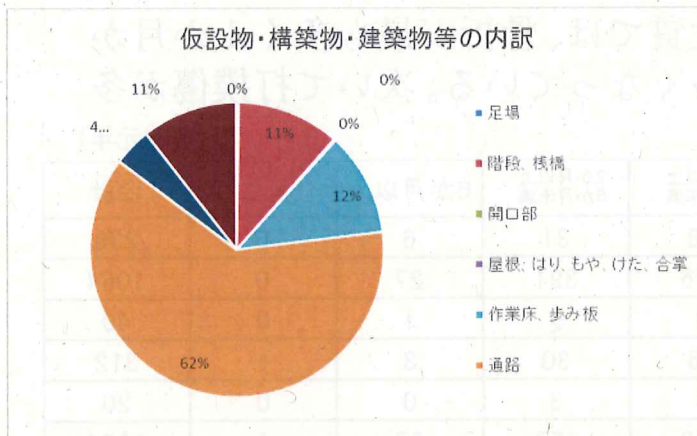
### (5) 起因物別発生状況



起因物別では、仮設物・建築物・構築物等が最も多く全体の約6割を占めている。

(令和元年)

動力機械	7
物上げ装置、運搬機械	100
その他の装置等	288
仮設物、建築物、構築物等	1099
物質、材料	30
荷	54
環境等	23
その他	83



(令和元年)

足場	3
階段、棧橋	124
開口部	1
屋根、はり、もや、けた、合掌	1
作業床、歩み板	125
通路	683
建築物、構築物	46
その他の仮設物、建築物、構築物等	116

仮設物・構築物・建築物等では通路での転倒がもっとも多く発生している。